

平成31年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）」に係る補助事業者（執行団体）募集要領

平成31年1月25日

経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

- ・ **本公募は、省エネ設備導入を行う事業者を公募するものではありませんので、ご注意ください。**
- ・ **本補助金の実施スケジュール等の情報については、随時、資源エネルギー庁ホームページにてお知らせ致します。**

経済産業省では、平成31年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

補助事業者（執行団体）の決定や予算の執行は、平成31年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめ御了承ください。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

**補助金を応募する際の注意点**

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。  
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じて現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表

することがあります。

- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
  - ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
  - ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
- 掲載アドレス：[http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

## 【1. 事業概要】

### 1-1. 事業目的

本事業は、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が行う、事業者が計画したエネルギー使用合理化及び電気需要平準化の取組のうち、省エネルギー性能の高い機器及び設備並びに電力ピーク対策に資する機器及び設備の導入（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費を補助することにより、各部門の省エネルギーを推進し、もって、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とします。また、併せて、補助事業の成果を公表・普及する事業も行います。

※電力需要平準化取組のうち、電力ピーク対策に資する機器及び設備の導入については、複数年度継続事業の後年度事業分のみを対象

## 1-2. 事業スキーム

経済産業省

(申請) ↑ ↓ (補助) 補助率：定額

民間団体等(補助事業者=執行団体) ※本公募の対象

補助率：1/4以内、

(申請) ↑ ↓ (補助) 1/3以内、

1/2以内

民間団体等(間接補助事業者)

## 1-3. 事業内容

間接補助事業(別紙1参照)を実施する民間団体等の公募、交付決定、確定、補助金の交付等の業務を行う事業です。また、補助事業の成果を公表・普及する事業も行います。

## 1-4. 事業実施期間

- ①単年度分：交付決定日～平成32年3月31日
- ②国庫債務負担行為分：交付決定日～平成33年3月31日

## 1-5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。(ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。)

- ①日本に拠点を有していること。
- ②産業・業務部門等の省エネルギーに関する設備・技術に精通しており、本事業を的確に遂行する組織、能力、人員を有していること。
- ③本補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④国が本事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- ⑥本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。

- ⑦経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

## 【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数：1件

2-2. 補助率・補助額

### ①単年度分

補助率：定額補助（10／10）

補助額：38,204,915千円（平成30年度までに採択を行った複数年度継続事業の後年度負担相当額：約24,778,852千円を含む。）

※なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

### ②国庫債務負担行為分

補助率：定額補助（10／10）

補助額：（平成31年度分）105,000千円

（平成32年度分）500,000千円

※なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

## 【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業終了前の支払い（概算払）は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

### 3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「機器・事務所等賃借料」及び「委員会費」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

#### 【実施体制資料の記載例】

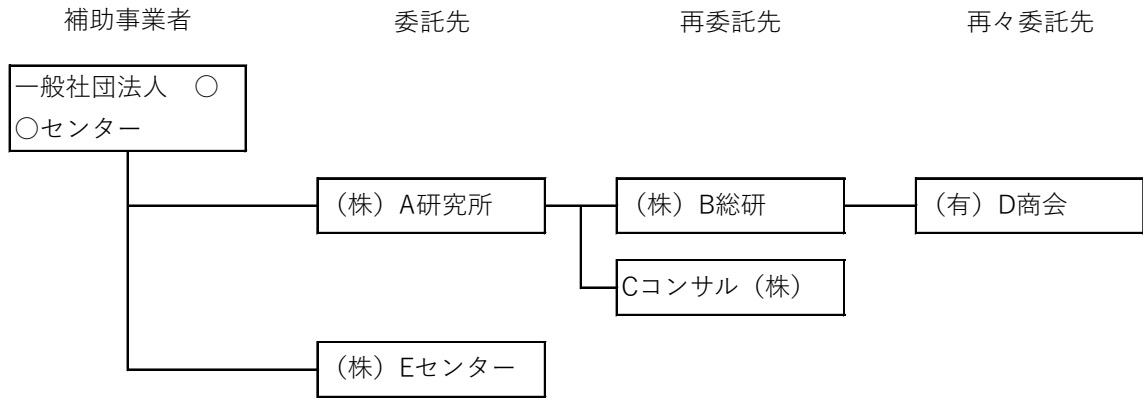
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

#### 実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
（株）A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
（株）B総研	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
（有）D商会	再々委託先（（株）B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
（株）Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



#### 【4. 応募手続き】

##### 4-1. 募集期間

募集開始日：平成31年1月25日（金）

締切日：平成31年2月18日（月）12時必着

##### 4-2. 説明会の開催

開催日時：平成31年1月29日（火）10時～12時（他事業と共同開催予定）

場所：経済産業省 別館2階 218各省庁共用会議室

説明会への参加を希望する方は、【10. 問い合わせ先】へ1月28日（月）17時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金事業（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mailアドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名まででお願い致します。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席でお願い致します。）説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mail アドレス」までご連絡致します。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承ください。

##### 4-3. 応募書類

①持参・郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面

には、「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）申請書」と記載してください。

また、電子メールの場合には、以下の書類を「shouene-dounyushien@meti.go.jp」宛に送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）申請書」としてください。

- ・ 申請書（様式）＜１部＞
- ・ 提案書（様式自由）＜１部＞  
※別紙２の提案書記載事項に基づき記載すること。
- ・ 採択審査を行う上での必要書類（様式自由）＜１部＞  
※会社概要（パンフレットなど）、直近の財務諸表など。

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮致しますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますので御了承ください。

③応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

④提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

#### ４－４．応募書類の提出先

応募書類は持参・郵送等若しくは電子メールにより、以下に提出してください。

＜郵送等の場合＞

〒１００－８９３１

東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

平成３１年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）」担当宛て

＜電子メールの場合＞

「shouene-dounyushien@meti.go.jp」宛

メールの件名（題名）を必ず「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）申請書」としてください。

※FAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

## 【5. 審査・採択】

### 5-1. 審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

また、有識者で構成される審査委員会において評価を行うため、申請者には審査委員会においてプレゼン（説明）をしていただきます。審査委員会の開催については、平成31年2月18日（月）17時30分までに応募申請書（様式）に記載されている連絡担当窓口宛てに連絡します。

### 5-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択致しません。

- ① 【1. 事業概要】の「1-5. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ②提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤事業を遂行するための資金、資金調達能力を有しているか。
- ⑥事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑦本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑧本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑨コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

### 5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、資源エネルギー庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

## 【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業



省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

## 【7. 補助対象経費の計上】

### 7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

※①単年度分と②国庫債務負担行為分については、別葉として提出してください。

経費項目	内容
I. 事業費	エネルギー使用合理化等事業者支援事業（エネルギー使用合理化及び電気需要平準化のためであって、その普及を図ることが特に必要な設備・技術の導入に要する経費（設計費、設備費、工事費）の一部を助成する事業）に要する経費
II. 事務費	(1) システム運用管理費 (2) 通信運搬費 (3) 機器・事務所等賃借料 (4) 公募説明会費 (5) 委員会費 (6) 人件費 (7) 印刷費 (8) 消耗品費 (9) 調査費 (10) 金融機関、印紙等使用費 (11) 業務委託費 (12) 諸経費

### 7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合があります）

すので、担当者に御相談ください。)

- ・その他事業に関係のない経費

### 7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

## 【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

## 【9. その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。
- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

③国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ<sup>※1</sup>の取組を政府として推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）についても、法人インフォメーション<sup>※2</sup>に原則掲載されることとなります。そのため、補助事業者（執行団体等）は、間接補助事業者に対して補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報が法人インフォメーションにおいてオープンデータとして公表される旨の周知を行ってください。

なお、法人インフォメーションへの掲載に当たり、経済産業省より補助事業者（執行団体等）に対して交付決定等に関する情報の提供を求めることになるため、補助事業者（執行団体等）はその指示に従わなければなりません。

(※1) オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

(※2) 法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<http://hojin-info.go.jp>

④規制改革推進会議行政手続部会の取りまとめ及び総理指示を踏まえ、当省の行政手続コスト（事業者の作業時間）削減にかかる「基本計画」<sup>※1</sup>における取組を進めるため、特に公募、交付決定時の手続コスト削減に努めてください。

(※1) 経済産業省の基本計画

掲載アドレス：<http://www.meti.go.jp/press/2017/07/20170704002/20170704002.html>

⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者は、補助金交付等停止期間中は補助金を交付できないため、間接補助事業者を公募する際に、公募要領などの応募資格にその旨を記載してください。

記載例：経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）、そのために必要な措置を講じてください。

掲載アドレス：[http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

⑥間接補助事業者を公募する際、公募要領などに事業の実施体制を把握する旨を記載してください。

記載例：事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

実施体制は原則、整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

#### 【10. 問い合わせ先】

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課  
担当：藤川、白津

TEL：03-3501-9726

FAX：03-3501-8396

E-mail：shouene-dounyushien@meti.go.jp

お問合せは電話、電子メールまたはFAXでお願いします。

なお、電子メールまたはFAXでお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

## 間接補助事業の概要について（予定）

### I. 単年度分

#### 【1. 補助対象者】

全業種の法人及び個人事業主

#### 【2. 間接補助対象事業】

##### (1) 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業

既設設備・システムの入替えや製造プロセスの改善等の改修やエネルギーマネジメントシステムの導入により、工場・事業場等における省エネ・電力ピーク対策を行う事業。

※電力ピーク対策事業については、複数年度継続事業の後年度事業分のみを対象

##### (2) 設備単位での省エネルギー設備導入事業

既設設備を、補助対象設備ごとに定められた省エネルギー効果の高い設備への更新を行う事業。

#### 【3. 補助対象設備】

##### (1) 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業

一定の要件を満たす全ての設備を対象とする。

※具体的な要件については、経済産業省と協議の上決定する。

##### (2) 設備単位での省エネルギー設備導入事業

平成27年7月に策定された「長期エネルギー需給見通し」における省エネ量の根拠となった産業・業務用の設備のうち、業種横断的に使用される省エネルギー性能の高い機器又は設備を対象とする。想定する補助対象設備は以下のとおり。

なお、補助対象設備については今後追加等があり得る。

<想定補助対象設備>

- ①高効率空調
- ②産業ヒートポンプ
- ③業務用給湯器
- ④高性能ボイラ
- ⑤高効率コージェネレーション
- ⑥低炭素工業炉
- ⑦冷凍冷蔵庫
- ⑧産業用モータ

※具体的な基準については、経済産業省と協議の上決定する。

なお、トッランナー制度対象機器の場合、トッランナー基準以上の設備を補助対象とする。

【4. 間接補助対象経費（消費税及び地方消費税額は対象外）】

（1）工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業

【2. 間接補助対象事業】に要する経費のうち、機器又は設備の設計費・設備費・工事費

（2）設備単位での省エネルギー設備導入事業

【2. 間接補助対象事業】に要する経費のうち、機器又は設備の設備費

【5. 1事業当たりの補助率】

（1）工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業

1／4以内、1／3以内、1／2以内とする。

※なお、補助限度額（上限額及び下限額）については、経済産業省と協議の上、決定する。

（2）設備単位での省エネルギー設備導入事業

1／3以内とする。

※なお、補助限度額（上限額及び下限額）については、経済産業省と協議の上、決定する。

【6. 募集方法】

一定期間の公募により実施する。

**Ⅱ. 国庫債務負担行為分**

【1. 補助対象者】

全業種の法人及び個人事業主

【2. 間接補助対象事業】

既設設備・システムの入替えや製造プロセスの改善等の改修やエネルギーマネジメントシステムの導入により、工場・事業場等における省エネ対策を行う事業であって、平成32年2月から4月において事業を実施せざるを得ない外的要因又は特段の事由が存在し、年度をまたいで事業を実施する事業。

【3. 補助対象設備】

一定の要件を満たす全ての設備を対象とする。

※具体的な要件については、経済産業省と協議の上決定する。

【4. 間接補助対象経費（消費税及び地方消費税額は対象外）】

【2. 間接補助対象事業】に要する経費のうち、機器又は設備の設計費・設備費・工事費

【5. 1事業当たりの補助率】

1／4以内、1／3以内、1／2以内とする。

※なお、補助限度額（上限額及び下限額）については、経済産業省と協議の上、決定する。

【6. 募集方法】

一定期間の公募により実施する。

## 提案書記載事項

### 1. 募集要領【1. 事業概要】の「1-5. 応募資格」を満たすことの説明

### 2. 事業の実施計画

- ・ 間接補助事業者の交付要件（対象者、補助対象経費、補助金上限額 等）
- ・ 間接補助事業者の募集方法、申請方法及び審査・採択方法
- ・ 事業効果の把握、評価及び公表・普及の方法

\* 具体的な実施方法及び内容を記載の上、補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。

\* 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。

### 3. 事業の実施体制

\* 外注、委託を予定しているのであればその内容を記載してください。

### 4. 実施スケジュール

\* 2. の実施が月別に分かるように記載してください。

### 5. 類似事業実績

- ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨記載のこと）

### 6. 補助事業の支出計画書（千円）

\* 募集要領【7. 補助対象経費の計上】の「7-1. 補助対象経費の区分」に応じて必要経費を記載すること。



(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 御中

平成31年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業) 補助事業者応募申請書

申請者	企業・団体名	
	法人番号	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

\* 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載し、法人番号を付与されていない個人事業者等の場合には、記載不要。